



草加市監査委員告示第4号

監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（公表）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した令和3年度定例監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、令和4年5月20日付けで草加市長から通知があったため、同条第14項及び草加市監査基準第18条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年5月26日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 新 井 貞 夫

監査の結果に関する報告（令和4年3月29日 草監第519号）

1 対象

自治文化部都市農業振興課

2 監査結果及び措置状況

指摘内容	措置状況
<p data-bbox="269 506 788 539">補助金に係る事務手続の不備について</p> <p data-bbox="237 589 812 741">補助金に係る事務手続において、余剰金の精算を行っていないもの等、一部適当でないと思われる内容のものが見受けられました。</p> <p data-bbox="237 752 812 987">補助金は、一部の人や団体に交付されるものであり、その財源は市税その他の貴重な財源で賄われるものであることから、公正性・効率性が求められます。市民への説明責任を果たすため、適正かつ正確な事務処理を行ってください。</p>	<p data-bbox="839 506 1353 786">草加市農業振興協議会補助金については、令和3年度の事業実績の精査と併せ、監査で指摘を受けた令和2年度の未精算分を加味したうえで、補助金額の確定を行い、確定額を超えた金額の返還を依頼しました。</p> <p data-bbox="839 797 1353 909">なお、返還額については、財務会計システムにおいて適正な処理を行い、入金を確認しております。</p> <p data-bbox="839 920 1353 1077">今後は、証拠書類等を十分精査するとともに、余剰金がある場合は、一定の整理のもと精算をするなど適正かつ正確な事務処理を行います。</p>